

再スタートを 応援する地域社会へ

名古屋市 立ち直り支援ハンドブック

令和8年3月発行

名古屋市スポーツ市民局
市民生活部地域安全推進課



犯罪や非行をした人の中には、さまざまな生活上の課題や生きづらさを抱えている人が少なくありません。こうした人が地域で孤立することなく、地域住民の一人として安心して生活していくには、地域社会によるサポートが必要です。

本市では、犯罪や非行をした人の立ち直り支援を推進するため、令和4年3月に「名古屋市再犯防止推進計画」を策定しました。

この度、皆様に知っておいていただきたい基礎知識や、事例、関係する相談窓口などの情報をまとめた「名古屋市立ち直り支援ハンドブック」を作成しました。

福祉等の関係機関・団体の職員、保護司、更生保護関係者など、現在支援に関わっている方々に加え、地域福祉の担い手である地域住民の皆さまにも、本ハンドブックを広くご活用いただければ幸いです。

① 再犯防止の基礎知識

再犯の現状	P 1
刑事司法手続及び少年事件手続の概要	P 2
司法と福祉の連携	P 4
名古屋市立ち直り支援コーディネート機関	P 5

② 支援事例紹介

ケース①：路上生活をしていた高齢者への支援	P 8
ケース②：覚醒剤後遺症の方への支援	P 11
ケース③：認知症の可能性のある高齢者への支援	P 14
ケース④：アルコール依存症の方への支援	P 17
ケース⑤：知的障害がある方への支援	P 20
ケース⑥：失業後生活困窮になった方への支援	P 23
まとめ	

③ 本市における相談窓口・社会資源

困りごと別の相談窓口

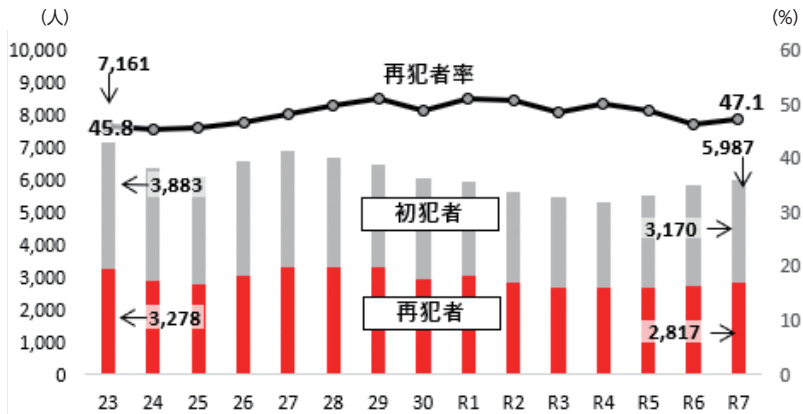
● 今夜寝て過ごす場所がない・手持ちのお金がほとんどない	P 29
● 住居を探したい	P 30
● 当面は生活できるだけのお金はあるが、生活が苦しく今後が不安	P 30
● 仕事について相談したい	P 32
● 高齢者の悩み（身体機能・認知機能の低下、介護保険サービス等）について相談したい	P 35
● 発達障害、知的障害、身体障害（可能性も含む）について相談したい	P 39
● 精神疾患、依存症（可能性も含む）について相談したい	P 42
● 学び直し（中卒・高卒認定試験、定時制学校等）について相談したい	P 44
● 子ども・若者の悩み、児童生徒の悩み（いじめ・不登校等）について相談したい	P 45
● 虐待（高齢者、障害者、児童）、配偶者暴力について相談したい	P 46
● 女性・男性・性的少数者の悩みについて相談したい	P 47
● 債務整理、相続、離婚協議等について相談したい	P 49

① 再犯防止の基礎知識

再犯の現状

近年の本市における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率^{*}）は、約5割となっており、犯罪を抑止する上では再犯防止対策が重要な課題となっています。（令和6年は46.3%）

※検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人の割合



こうした実情を踏まえ、政府は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」を公布・施行し、国と地方公共団体による取組の責務が明記されました。

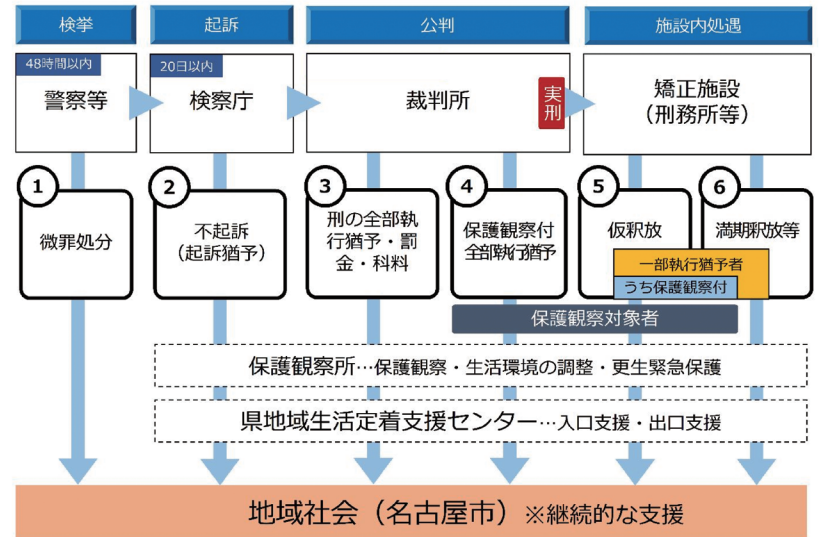
さらに、同法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月に再犯防止推進計画（令和5年3月に第二次再犯防止推進計画）が閣議決定されました。

刑事司法手続及び少年事件手続の概要

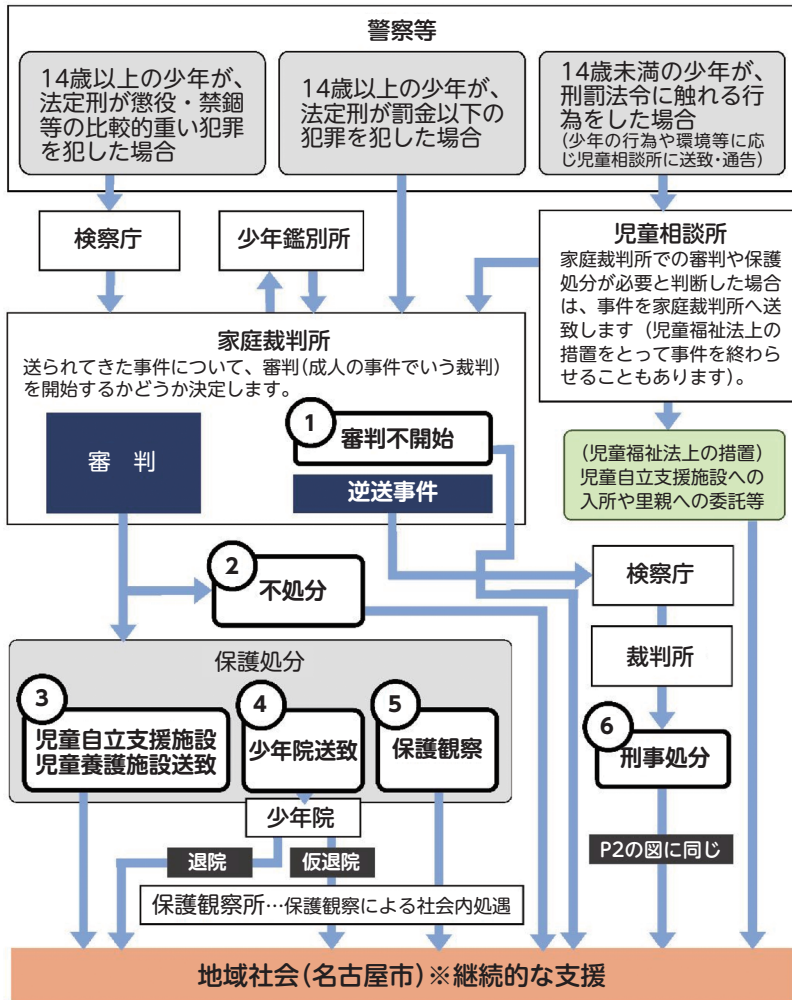
成人の場合、犯罪後、起訴猶予となり、地域生活を継続する人もいます（②）。起訴された場合でも、執行猶予や罰金刑等になれば地域に戻ってきます（③・④）。

実刑となって刑務所等に入所した場合でも、仮釈放（保護観察を受けながら社会復帰を目指す）や満期釈放等により、いずれは地域に戻ってきます（⑤・⑥）。

国においては、再犯防止のための生活環境の調整や、ただちに自立が難しい人への一時的な住まいの確保などの支援を行っています。

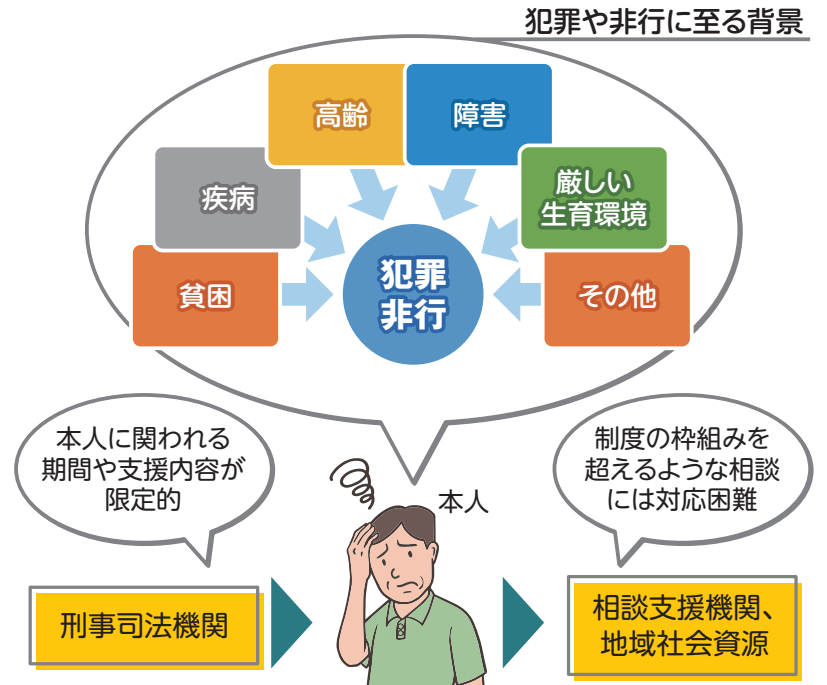


事件を起こしたのが少年の場合には、少年法に基づいて成人とは異なる手続が行われます。(下図参照)。



※18・19歳も少年法が適用されますが、「特定少年」として17歳以下の者と異なる取り扱いがされる場合もあります。

司法と福祉の連携



〈課題〉

- 本人の状況に応じた包括的アセスメント、支援の調整が困難
- 本人が地域に戻った後の継続的なフォローアップが困難



本市では、このような課題を踏まえ、刑事司法機関などから福祉的支援を要する人について相談や連絡を受けた際に、適切に対応ができる仕組みを新たに設けました。

名古屋市立ち直り支援コーディネート機関 ……………

名古屋市立ち直り支援コーディネート機関（以下、「コーディネート機関」といいます）は、関係機関と連携して、社会生活を営む上で困難を有する犯罪をした人等に対する一貫した支援を行い、地域における支援ネットワークの構築を進めます。

コーディネート機関は、検察庁や保護観察所等の刑事司法機関等からの支援依頼に加え、当事者の方の支援に関わっている団体・個人、ご家族の方からのご相談もお受けします。

ご本人の状況に応じて、面接相談を行い、相談窓口等へのつなぎ、継続的な支援などの適切な対応を行います。

●コーディネート機関の主な業務●

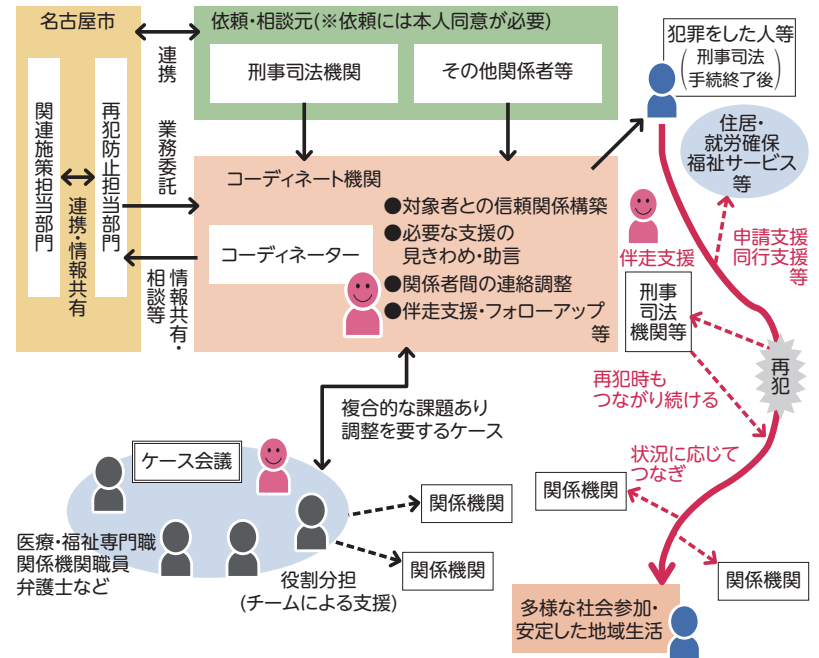
コーディネート業務

支援を必要とする起訴猶予者等に対し、検察庁等から依頼を受け、必要な支援にかかる調整を行い、地域での安定した生活に繋げる伴走型の支援

相談支援業務

本人またはその関係者からの相談に対する助言・調整

コーディネート機関イメージ図



名古屋市立ち直り支援コーディネート機関

連絡先や開所時間は下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000159004.html>



② 支援事例紹介

ここからは、具体的な事例のイメージを持っていただけるよう、実際に本市のコーディネート機関で対応した事例を紹介していくよ。



Aさん

犯罪や非行をした人の中には、何らかの事情により必要な福祉的支援につなげてこなかった人や、簡単には解決できない課題を抱えている人が多いことがわかるね。課題解決をめざすことに加え、本人に伴走しながら少しずつ良い方向に向かっていけるような関わりが大切だね。



Bさん

※個人情報保護に配慮し、事例は適宜加工しています。

ケース①：路上生活をしていた高齢者への支援 ……

自転車を盗み逮捕された70代の方。

年金の受給資格はあるものの通帳を紛失していた。家賃や入院費等の滞納がある。過去に生活保護を受給し施設に入っていたが、施設での集団生活に馴染めず失踪し、逮捕時は路上生活をしていた。また、脳梗塞等で入院歴があったが、退院後は通院していなかった。

住まいを確保し、継続的に通院し、紛失した通帳等の再発行を行って生活の基盤を整えていきたいという希望あり。



Aさん 本人は住まいなど生活の基盤そのものから脆弱だね。本人の希望に沿って支援をしていければいいね。

Bさん うん。あと、支払いの滞納があるから、返済のサポートも必要かもしれない。そういった面もフォローできるといいね。

Aさん そうだね。漏れのない支援を行えるよう、本人の希望や状況をしっかり確認しよう。

支援の経過

釈放・コーディネーターの面談

年金が入る通帳等を紛失していたため、一旦
区役所生活保護担当へ（生活保護受給、通帳が見つかり廃止）

緊急宿泊所を経て一時生活支援施設*に移行
⇒**住まいサポートなごや**への相談と不動産会社への相談を並行して行い、アパートへ転居

住所変更や敬老パスの作成、病院への通院を**コーディネーター**が同行する

家賃の支払いを失念していたため**コーディネーター**より助言

いきいき支援センターへ相談し、一緒に本人宅に訪問
⇒**区役所高齢福祉担当**に福祉電話*の設置を依頼

月1回程度電話連絡し、ゆるやかにフォローを行う

※一時生活支援施設

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供する

※福祉電話

環境的に孤独な生活をしている方等を対象に、市から電話を貸与するとともに、定期的にボランティアによる電話訪問を行う

Aさん 住まいサポートなごややいきいき支援センターと連携したことから、支援がスムーズに進んだね。

Bさん そうだね。一人では様々な手続きを行うことが難しくても、関係機関の協力を得ながら、それぞれの手続きに同行してフォローすることで、本人の生活を支援することができたんだ。

Aさん 支援中も家賃の支払いを失念してしまっていたから、今後も様子が分かるように福祉電話を設置できたのがよかったね。

Bさん 大家さんもぜひ設置してほしいと協力的だったんだ。本人だけでなく大家さんも安心して地域で見守りを続けていきたいね。

ケース2：覚醒剤後遺症の方への支援 ……………

覚醒剤取締法違反で3度の前科がある40代の方。

10代のころから覚醒剤を使用し、20代で覚醒剤後遺症の診断を受け、不眠や吐き気で精神科に通院。期限切れの精神保健福祉手帳2級を持っていた。摂食障害のため、1年で体重が40キロほど減少。

万引きをしたとされるが、本人によると覚醒剤後遺症や精神安定剤、睡眠導入剤の影響のためよく覚えていない。所持金もわずかだった。

居住確保や福祉サービスの利用など、全般的な福祉的支援を希望。

Aさん この方は以前、覚醒剤取締法違反で刑務所入所歴があるね。今回の万引きで逮捕された時は、覚醒剤後遺症や精神安定剤などの影響で犯行についてもはっきりと覚えていなかったんだ。

Bさん まずは、コーディネーターが直接本人と会って希望や様子を伺い、適切な伴走支援を行うことが必要だね。

Aさん うん。精神的な問題も抱えているようだし、必要な治療や支援を受けることができれば良いね。

支援の経過

釈放・コーディネーターの面接

所持金がなく、嗜好品が許可されている施設を強く希望されたことから、**無料低額宿泊所**の入所を調整。**精神科**通院を再開

釈放3日後、**無料低額宿泊所**から連絡があり、「深夜の大音響、大声により、近隣から苦情が出ている。自室で嘔吐などもあり」とのことで、急遽退寮となる

コーディネーターが迎えに行った際、体調が悪く救急搬送
⇒検査結果は問題なし。行き場がなく、急遽、シェルターに入居

シェルターを抜け出し、警察が保護。**当番病院**に任意入院となった

医療機関から連絡があり、本人に面会。気分の浮き沈みが激しく、嘔吐もあった

現在、病院のソーシャルワーカーが支援を行っている。

Aさん 現在は覚醒剤は使用していないけれど、過去の使用によって精神的に不安定な状況だね。

Bさん そうだね。本人は当初、全般的な福祉的支援を希望していたけれど、まずは治療を軸に支援していく必要があるね。

Aさん 今回のケースは、現在病院のソーシャルワーカーが担当しているよ。後日、関係機関との連携を深めるため、本事例の振り返りの事例検討会を開催したね。

Bさん 地域の関係機関とのネットワークづくりが進んだよね。

Aさん そうだね。地域の関係機関が集まってネットワークづくりを行うことで、今後、似たような事例が出てきた際にスムーズに連携が図れるようになったら、事例検討会の開催は貴重な機会となったね。

Bさん 今後も、様々な支援者が連携・協働し、それぞれの役割を発揮して支援していくことが大事だね。

ケース③：認知症の可能性のある高齢者への支援 ……

自転車を盗んで逮捕された年金収入のある80代の方。アパートの家賃が払えなくなり、路上生活をしていた。理由について本人は「年金が盗まれた」と言っていた。認知症が強く疑われるが、受診に至っていない。釈放後は自立準備ホーム^{*}で生活。自立準備ホームから失踪し、他市で保護されることを繰り返し、保護観察所も退所先調整に困っている。



Aさん 認知症かどうか、まず病院を受診しないといけないね。

Bさん そうだね。自立準備ホームから何度も失踪しているの、帰り道がわからなくなったなど認知症と何か関係があるのかもしれない。

Aさん 路上生活をしていたので、本人に合った住居確保も課題だね。

※自立準備ホーム

釈放された後、帰る家のない人が自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設

支援の経過

釈放後、更生緊急保護※・コーディネーターの面談

認知症が強く疑われるため、医療機関の受診を勧めるが頑なに拒否
⇒粘り強く説得し理解を得る

認知症疾患医療センターを受診
⇒認知症と診断される

自立準備ホーム※から無断外出し警察に保護される等の行動が頻繁にみられる

認知症疾患医療センターへ相談のうえ入院
⇒**医療ソーシャルワーカー**と連携して介護保険サービスの申請及び相談
要介護認定の結果は要介護1。退院後は住宅型有料老人ホームへ移行予定となる

退院直後、他県に住む家族のもとへ行くと言い失踪

※更生緊急保護

本人からの申出に基づいて、生活上の相談に乗り、必要に応じて宿泊場所や食事の提供等を行う制度

Aさん 本人は初め医療機関の受診を拒否されていたんだね。認知症でも病識のない方は多いから、専門医療機関への受診に至ってよかった。

Bさん そうだね。病識がない方もいるから、本人視点に立ってしっかり説明して理解してもらうことが大事だね。

Aさん もともと路上生活をされていたから、住居確保の調整も行ってたよね。最終的には有料老人ホームへの入居が決まったのに、失踪して支援が途切れてしまったね…。

Bさん うん…。後日、他県の市役所から連絡が入って情報提供を行ったよ。粘り強く寄り添い続け、信頼関係を築きながらつながりを持ち続けられるように支援を進めていくことが必要だね。

ケース4：アルコール依存症の方への支援 ……………

家族と2人暮らししている70代の方。

仕事を退職後、アルコール依存症となり、家族がアルバイト先に断りを入れ無職となった。その後、精神障害者保健福祉手帳を取得。

手持ちのお金がなかったが、お酒が欲しくて万引き。

家族と一緒に生活を続けることを希望。



Aさん 違法薬物と違い、アルコール自体は違法ではないけれど、依存すると自分の健康、大切な家族、仕事、趣味などよりも飲酒することを優先させてしまい、様々な問題を引き起こしてしまうよ。

Bさん アルコール依存症を治療するために過去に入院しているようだけれど、なかなかやめることができていないんだね。

Aさん 家族と同居しているし、本人だけでなく家族の気持ちにも寄り添いながら、支援していく姿勢が重要だね。

支援の経過

釈放・コーディネーターの面談

家族からの「本人をすぐに入院させてほしい」との気持ちを受け止めながら入院先探し

複数の**依存症専門医療機関**に相談
⇒以前の通院先からの紹介状を入手し、依存症専門医療機関を新たに受診後、入院

本人は家族と暮らしたいと切望していたが、家族から同居を拒否され、諦めた

入院中に**相談支援事業所**へ相談し面談
⇒退院後は**グループホーム（障害福祉）**への入居を予定

退院後の入居先が正式に決定し、入院中に数日間体験入居

グループホームに入居し、日中は**就労継続支援B型事業所**に毎日通っている

Aさん この方は家族と同居されていて、家族は釈放時の面接に同席した一方で、「同居はできない」とおっしゃられるなど、気持ちが大きく揺れていたね。

Bさん うん。本人がアルコール依存症の治療に専念できるように生活面や金銭面のサポートはしてくれたよ。ただ、同居は拒否されていたから、新たな入居先を探したんだ。本人は家族と一緒に住みたいという気持ちがあったけれど、結果的には本人も一緒に住むことが難しいと感じられて、グループホームで暮らすことになった。

Aさん 本人の気持ちはもちろん大事だけれど、周囲の気持ちも尊重しながら支援していきたいね。また、いくら家族でも、絶縁しているケースもあるから、必ずしも家族が関われるとは限らない点には注意したいよね。

Bさん そうだね。いろんな専門機関などから助言をもらって、チームでの支援体制をつくるのが大事だね。

ケース④：知的障害がある方への支援 ……………

母親と市営住宅に同居している30代の方。

他人の敷地内にロケット花火のようなものを打ち込み、在宅事件として捜査を受けている。

小学生の時に愛護手帳を取得し、特別支援学校卒業後、就労継続支援B型事業所に通所していたが、人間関係のトラブルにより退所。以降、障害年金を受給しながら、母親との二人暮らしを続けてきた。

本人は自宅周辺からごみを拾ってきては、自宅に持ち込み、ごみに触ろうとすると本人が怒るため、母親はノイローゼ気味。

本人も母親も、グループホームではなく、日中に通える事業所の利用を希望。

Aさん 事件の前に、福祉サービスを利用していたことがあるみたいだけれど、現在は利用していないみたいだね。

Bさん うん。改めて、本人や家族の希望に沿って福祉サービスへのつなぎ直し等を検討する必要があるね。

Aさん 障害特性を踏まえた見守り体制をつくることも必要だよ。

支援の経過

在宅捜査中、自宅でコーディネーターと初回面談

これまでの生活状況を聞き取り
⇒障害者手帳の更新など手続きはできており、
本人も母親も、日中に通える事業所の利用
を希望

以前利用していた**相談支援事業所**に連絡し、
障害福祉サービスについて相談

障害福祉サービスにつながるまでの間、定期的な
自宅訪問を継続

相談支援事業所が、**就労継続支援B型事業所**
を本人と母親に紹介し、体験利用を経て、
正式利用へとつながる

自宅で生活しながら、**就労継続支援B型事業所**に毎日
通っている

Aさん 今回は、在宅捜査の事例だね。罪に問われて逮捕されても、必ず留置施設に勾留されるわけではなく、在宅事件として捜査が進むこともあるよね。

Bさん そうだね。対象者は自宅などで生活しているから、地域の関係機関と連携しながら、必要な地域の福祉サービスにつなげていけるといいね。

Aさん コーディネーターは、本人と家族の同意を得て、本人の障害特性を踏まえて、以前利用していた相談支援事業所に連絡を取り、再度の福祉サービスへのつなぎを依頼したんだ。

Bさん その地域の福祉サービスのことは、その地域の関係機関がよく知っているから、地域の関係機関と適切に連携を図ることが大切だね。



ケース6：失業後生活困窮になった方への支援 ……

以前の勤務先で怪我をし、その後遺症で仕事を続けられなくなり退職した50代の方。

家賃や水道光熱費、住民税、携帯電話料金等の滞納がある。住居は、収入がある頃から借りているアパートだったため家賃が高い。

しばらくは貯金を切り崩して生活していたが、とうとう貯金が底をつき万引き。

生活保護の受給や障害者手帳の取得、一人暮らしの継続、就労先を探していくことを希望している。

Aさん まずは収入を得ることが必要だね。生活保護を受給したり、もう少し家賃の安いところに転居したりしながら、以前の勤務先で負った怪我についても病院を受診して福祉サービスにつながるか確認したほうがいいよね。

Bさん うん。滞納している支払いについても一緒に解決していく必要があるよ。

Aさん 本人は就職を希望しているから、抱えている様々な問題を解決して、最終的に就職につなげることができるといいね。

支援の経過

釈放・コーディネーターの面談

区役所生活保護担当へ（生活保護申請）

家賃滞納により退去通知が来ていたこともあり、本人と相談して、転居の方向で支援
⇒区役所生活保護担当より転居費用が出たため、不動産会社へ同行し内見、契約をサポート

区役所にて、住民税や年金の滞納について相談

怪我による身体障害者手帳取得のため、病院を受診し診断書を依頼し**区役所障害福祉担当**に申請
⇒障害認定には至らず

転居から1か月後、**ハローワーク**に同行し就労支援を依頼。本人とこまめに連絡を取り、就職をサポート

不採用が続いたが、無事に就職が決まり、現在は就労収入のみで生活することを目標に仕事を頑張っている

Aさん この事例に関わらず、生活困窮でも生活保護の受給をしていない方が多いね。

Bさん そうだね。必要な福祉的支援につながっていないことが原因の1つで、罪を犯してしまう方もいるよ。そうした場合には、事件をきっかけに、適切な支援につなぐことが重要だね。

Aさん 滞納していた住民税等は、減免の対象外だったから、区役所で相談して納付の延期手続きを行ったんだね。就職や就労をしたいという当初本人が希望していたことについても支援ができてよかった。

Bさん うん。コーディネーターが必要な関係機関につながるから転居から就職までの一連の支援をきめ細かくできた事例だよ。

Aさん 制度の狭間で課題を抱えている地域住民をどのようにサポートしていくか、関係機関それぞれの強みや特徴を活かしながら、伴走したり、役割分担していくことが大切だね。



まとめ

〈犯罪をした人等の困り事・課題（一例）〉

- 住まいの確保が難しい
- 金銭管理ができない
- 身寄りや相談相手がなく孤立している
- 既存の福祉サービスにつながりにくい（要介護でない高齢者など）
- 依存症や精神疾患がある
- 軽度の知的障害がある など

Aさん いろんな事例を見てきたけれど、それぞれに異なる複合的な課題を抱えている状況がわかったよね。

Bさん そうだね。課題を解きほぐして、必要な支援を利用できるように働きかけることが大事だね。現場では、支援に拒否的な人の支援が課題になるケースがやはりとても多いね。

Aさん 本人が生きる喜びや意欲を感じられるようになることが、目指すべき方向性であり、再犯防止につながるんじゃないかな。

Bさん 行政機関や民間事業者、地域住民など、関わる人を増やし、それぞれの強みを発揮することが何よりも求められているよね。

③ 本市における相談窓口・社会資源

困りごと別の相談窓口

今夜寝て過ごす場所がない 手持ちのお金がほとんどない	P29
住居を探したい	P30
当面は生活できるだけのお金はあるが、生活が苦しく今後が不安	P30 ・ P31
仕事について相談したい	P32 ・ P34
高齢者の悩み(身体機能・認知機能の低下、介護保険サービス等)について相談したい	P35 ・ P38
発達障害、知的障害、身体障害(可能性も含む)について相談したい	P39 ・ P41

精神疾患、依存症(可能性も含む)について相談したい	P42 ・ P44
学び直し(中卒・高卒認定試験、定時制学校等)について相談したい	P44 ・ P45
子ども・若者の悩み、児童生徒の悩み(いじめ・不登校等)について相談したい	P45 ・ P46
虐待(高齢者、障害者、児童)、配偶者暴力について相談したい	P46 ・ P47
女性・男性・性的少数者の悩みについて相談したい	P47 ・ P48
債務整理、相続、離婚協議等について相談したい	P49

今夜寝て過ごす場所がない方、 手持ちのお金がほとんどない方の相談窓口

【生活保護】

生活に困っているすべての人たちに、その困っている状況と程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう、必要な支援をすることを目的としています。

担当課 区役所…民生子ども課生活保護担当

支所 …区民福祉課生活保護担当

受付時間 【月～金曜日】8時45分～17時15分

※祝日、年末年始を除く

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
千種区役所	052-753-1835	中川区役所	052-363-4404
東区役所	052-934-1184	中川区富田支所	052-301-8366
北区役所	052-917-6505	港区役所	052-654-9726
北区楠支所	052-901-2265	港区南陽支所	052-301-8341
西区役所	052-523-4587	南区役所	052-823-9400
西区山田支所	052-501-4973	守山区役所	052-796-4595
中村区役所	052-433-2968	守山区志段味支所	052-736-2189
中区役所	052-265-2314	緑区役所	052-625-3953
昭和区役所	052-735-3896	緑区徳重支所	052-875-2214
瑞穂区役所	052-852-9386	名東区役所	052-778-3093
熱田区役所	052-683-9906	天白区役所	052-807-3884

区役所・支所の住所はP50をご覧ください。

住居を探したい方等の相談窓口

【民間賃貸住宅入居相談】

高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者を対象とした、住まい探しの助言や情報提供を行います。

住所	電話番号	受付時間
東区東桜1-11-1 オアシス21 バスターミナル内 【住まいの窓口】	052-961-4555	【原則第1月曜日、第2土曜日、第3・4金曜日】13時～16時(事前予約制)

【住まいサポートなごや】

福祉等の関係者・関係機関と連携した入居等のサポートや、セーフティネット住宅の大家さん等からの入居トラブル等の相談を受け付けます。

住所	電話番号	受付時間
熱田区新尾頭2-2-7 雷春ビル4階	052-684-8597	【月～金曜日】9時～17時 ※祝日、年末年始を除く

生活が苦しく今後の生活が不安な方の相談窓口

【名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター】

仕事のこと、家計のこと、家族のことなどさまざまな悩みを抱える方が気軽に相談できるサポートセンターが市内に3か所あります。

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅	中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル3階	052-446-7333	【月～金曜日、第2・3土曜日】 9時～17時 (火曜日は20時まで) ※祝日・年末年始を除く
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山	熱田区新尾頭2-2-7 雷春ビル4階	052-684-8131	【月～金曜日、第4土曜日】 9時～17時 (金曜日は20時まで) ※祝日・年末年始を除く

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曽根	北区大曽根 4-17-23 イトーピア 大曽根 1階	052-508-9611	【月～金曜日、第1・5土曜日】 9時～17時 (木曜日は20時まで) ※祝日・年末年始を除く

<支援の内容>

●自立相談支援事業

多様な相談に包括的に応じ、アセスメントを行い、その方の状態に応じた支援計画を作成し、自立に向けた包括的かつ継続的な支援を行います。

●住居確保給付金

●家賃補助

離職者等であって、所得等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を給付します。

●転居費用補助

収入が著しく減少した方であって、所得等が一定水準以下で家計改善のため転居の必要性が認められる方に対して、転居にかかる費用の一部を給付します。

●家計改善支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える方に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等の家計に関するきめの細かい相談支援を行います。

●就労準備支援事業

すぐに一般就労が難しい方に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を行います。

●就労訓練事業

すぐに一般就労が難しい方に対して、支援付きの就労・作業の場（本市から認定を受けた企業や事業所が行う就労訓練）の利用に向けた支援を行います。

仕事に関する相談窓口

【なごやジョブサポートセンター】

名古屋市内での就職を検討している求職者の方を対象に、専門の相談員が一人ひとりの方を個別に担当して、求人紹介から応募、就職後の定着支援まで継続的な支援を無料で行っていきます。WEBでの相談も可能です。

住所	電話番号	受付時間
千種区吹上 2-6-3 名古屋市中小企業 振興会館 6階	052-733-2111	【月～金曜日、第2土曜日】 9時～17時 (水曜日は18時30分まで) ※祝日・夏季休暇・年末年始を除く ※第2土曜日が祝日の場合、第3土曜日開館 ※職業紹介支援室の開館時間は、 月～金曜日 9時30分～12時、13時～17時

●なごや就職応援ナビ

名古屋市内での就職を検討している求職者の方に向けた就職支援のウェブサイトです。就活セミナーや求人情報の掲載等、就職活動に役立つ情報を掲載しています。



●職業紹介支援室

センター内に、ハローワーク職業相談窓口を設置。ハローワークの求人情報を提供しており、紹介状を交付することもできます。求人情報提供端末も設置しています。

【中部矯正管区矯正就労支援情報センター(コレワーク中部)】

事業主の方を対象に、就職を希望する全国の受刑者等とのマッチングサービスや就労支援相談などを実施しています。

住所	電話番号	受付時間
東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 第3号館 7階	0120-29-5089	【月～金曜日】 10時～17時 ※祝日、年末年始を除く

【市内のハローワーク】

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
ハローワーク 名古屋中	中区錦2-14-25 ヤマイチビル	052-855-3740	【月～金曜日】 8時30分～17時15分 【火・木曜日（夜間）】 17時15分～19時 【第1・3土曜日】 10時～17時 ※祝日、年末年始を除く
ハローワーク 名古屋南	熱田区旗屋 2-22-21	052-681-1211	【月～金曜日】8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
ハローワーク 名古屋東	名東区 平和が丘1-2	052-774-1115	【月～金曜日】 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
ハローワーク 名古屋南 なるみ職業相談 窓口	緑区鳴海町字向田1-3 名鉄鳴海駅構内2階	052-629-4151	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く

【属性別の就労支援】

●若年者

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
なごや若者 サポート ステーション	北区柳原3-6-8 (青少年交流プラザ内)	052-700-2396	【火～土曜日】 10時～18時 【第2・4金曜日】 10時～21時 ※祝日、年末年始を除く
名古屋市若者・ 企業リンク サポート事業	中区正木4-9-1 笹とみビル3階	052-684-8671	【月～土曜日】 10時～17時 ※祝日、年末年始を除く

●高齢者

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市高齢 者就業支援 センター	昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーション ビル4階	052-842-4691	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
名古屋市 シルバー人材 センター	昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーション ビル4階	052-842-4688	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
シニアサポート センター (ハローワーク 名古屋東)	昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーション ビル4階	052-846-6730	【月～金曜日】 9時30分～12時13時～17時 ※祝日、年末年始を除く

●女性

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
あいち マザーズ ハローワーク	中区錦2-14-25 ヤマイチビル3階	052-855-3780	【月～金曜日】 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く

●ひとり親家庭

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
ジョイナス ナゴヤ	中区栄3-13-20 栄センタービル6階	052-252-8824	【月～金曜日】 10時～18時 【土曜日】10時～16時 ※祝日、年末年始を除く

●障害者

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
なごや障害者 就業・生活 支援センター	北区大曾根2-9-25	052-908-1022	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
障害者就労 支援センター めいしんれん	中村区中村町7-84-1 (名身連福祉センター内)	052-433-6574	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
障害者就労 支援センター めいりは	瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリ テーションセンター内)	052-835-3837	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
名古屋市 障害者雇用 支援センター	熱田区 千代田町20-26	052-678-3333	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く

高齢者の悩み（身体機能・認知機能の低下、介護保険サービス等）に関する相談窓口

【いきいき支援センター】

高齢者の方への総合相談窓口として、介護予防、高齢者虐待、権利擁護、認知症などに関する相談や高齢者を介護する家族の相談を受け付けます。

受付時間 【月～金曜日】 9時～17時

※祝日、年末年始を除く

相談窓口	住所	電話番号	担当地域（小学校区名）
千種区東部 いきいき 支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	052-781-8343	上野、自由ヶ丘、大和（みやこ小）、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
千種区西部 いきいき 支援センター	千種区西崎町2-4-1 千種区在宅サービス センター内	052-763-1530	内山（みやこ小）、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東区いきいき 支援センター	東区泉2-28-5 東区在宅 サービスセンター内	052-932-8236	区内全域
北区東部 いきいき 支援センター	北区平安2-1-10 第5水光ビル2階	052-991-5432	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
北区西部 いきいき 支援センター	北区清水4-17-1 北区在宅サービス センター内	052-915-7545	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
西区北部 いきいき 支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	052-505-8343	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
西区南部 いきいき 支援センター	西区花の木2-18-1 西区在宅サービス センター内	052-532-9079	稲生、櫻、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
中村区北部 いきいき 支援センター	中村区名楽町4-7-18 中村区在宅サービス センター内	052-486-2133	稲西、稲葉地、諏訪、豊田、中村、日比津、ほのか
中村区南部 いきいき 支援センター	中村区豊国通1-14	052-483-6866	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中区いきいき 支援センター	中区上前津2-12-23 中区在宅サービスセンター内	052-331-9674	区内全域
昭和区東部 いきいき 支援センター	昭和区滝川町33 いりなカスクエア3階	052-861-9335	伊勝、川原、滝川、広路、八事
昭和区西部 いきいき 支援センター	昭和区御器所3-18-1 昭和区在宅 サービスセンター内	052-884-5513	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
瑞穂区東部 いきいき 支援センター	瑞穂区佐渡町3-18 瑞 穂区在宅 サービスセンター内	052-858-4008	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
瑞穂区西部 いきいき 支援センター	瑞穂区堀田通1-18 シティアーク1階	052-872-1705	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御剣

相談窓口	住所	電話番号	担当地域（小学校区名）
熱田区 いきいき 支援センター	熱田区神宮3-1-15 熱田区在宅 サービスセンター内	052-671-3195	区内全域
中川区東部 いきいき 支援センター	中川区八幡本通2-27 コーポ中野1階	052-354-8343	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
中川区西部 いきいき 支援センター	中川区小城町1-1-20 中川区在宅サービス センター内	052-352-8258	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
港区東部 いきいき 支援センター	港区港栄2-6-32 港区在宅サービス センター内	052-651-0568	稲永、大手、港栄、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
港区西部 いきいき 支援センター	港区寛政町6-40	052-381-3260	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明徳
南区北部 いきいき 支援センター	南区桜台1-1-25 桜ビル1階	052-811-9377	大磯、春日野、菊江、桜、伝馬、道德、豊田、明治、呼続
南区南部 いきいき 支援センター	南区前浜通3-10 南区在宅サービス センター内	052-819-5050	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区東部 いきいき 支援センター	守山区小幡南1-24-10 守山区在宅サービス センター内	052-758-2013	天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
守山区西部 いきいき 支援センター	守山区瀬古東2-411	052-758-5560	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、甘軒家、二城、守山
緑区北部 いきいき 支援センター	緑区鳴子町1-7-1 緑区在宅サービス センター内	052-899-2002	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
緑区南部 いきいき 支援センター	緑区左京山3038	052-624-8343	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区北部 いきいき 支援センター	名東区上社1-802 名東区在宅サービス センター内	052-726-8777	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
名東区南部 いきいき 支援センター	名東区にじが丘2-7 アーバンラフレ虹ヶ丘 西2号棟	052-720-6121	梅森坂、上社、貴船、樫楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区東部 いきいき 支援センター	天白区原1-301 天白区在宅サービス センター内	052-809-5555	相生、神田、植田北、植田東、植田南、たかしま、原、平針、平針北、平針南
天白区西部 いきいき 支援センター	天白区大坪2-604	052-839-3663	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

【介護・福祉相談窓口】

介護保険制度など高齢者の福祉に関する総合的な相談を受け付けます。

担当課 区役所…福祉課高齢福祉担当

支所…区民福祉課高齢福祉・介護保険担当

受付時間 【月～金曜日】 8時45分～17時15分

※祝日、年末年始を除く

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
千種区役所	052-753-1834	中川区役所	052-363-4415
東区役所	052-934-1193	中川区富田支所	052-301-8376
北区役所	052-917-6531	港区役所	052-654-9692
北区楠支所	052-901-2269	港区南陽支所	052-301-8345
西区役所	052-523-4596	南区役所	052-823-9411
西区山田支所	052-501-4975	守山区役所	052-796-4605
中村区役所	052-433-2915	守山区志段味支所	052-736-2192
中区役所	052-265-2321	緑区役所	052-625-3965
昭和区役所	052-735-3911	緑区徳重支所	052-875-2207
瑞穂区役所	052-852-9394	名東区役所	052-778-3009
熱田区役所	052-683-9405	天白区役所	052-807-3887

区役所・支所の住所はP50をご覧ください。

【名古屋市成年後見あんしんセンター】

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分となり自分ひとりでは契約や財産管理が難しい方が、安心して生活できるよう成年後見制度の利用を支援します。

住所	電話番号	受付時間
北区清水4-17-1 (名古屋市総合社会福祉会館5階)	052-856-3939	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

【名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター】

権利擁護や財産管理等の相談や、本人との契約により金銭管理サービスや財産保全サービスを提供します。

受付時間 【月～金曜日】 9時～17時

※祝日、年末年始を除く

相談窓口	住所	電話番号	担当地域(区)
名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター(北部事務所)	北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	052-919-7584	千種区・東区・北区・守山区
名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター(南部事務所)	熱田区千代田町20-26 知的障害者センター サンハート内	052-678-3030	瑞穂区・熱田区・港区・南区
名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター(東部事務所)	天白区原1-301 原ターミナルビル3階	052-803-6100	昭和区・緑区・名東区・天白区
名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター(西部事務所)	中村区名楽町四丁目 7-18建物4階	052-433-6580	西区・中村区・中区・中川区

【名古屋市認知症コールセンター】

介護経験者や社会福祉士などの専門職が、認知症に関するさまざまな相談に対応します。

電話番号	受付時間
052-734-7089	【月・水～金曜日】 10時～16時 【火曜日】 14時～20時 ※祝日、年末年始を除く

発達障害、知的障害、身体障害（可能性も含む）に関する相談窓口

【名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」】

自閉症などの発達障害のある方や家族、関係機関からの相談を受けて、ご本人や家族がよりよい地域生活を送れるように支援のコーディネートを行います。

住所	電話番号	受付時間
昭和区折戸町4-16	052-757-6140	【月～金曜日】 8時45分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く

【障害者基幹相談支援センター】

福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口です。

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
千種区障害者基幹相談支援センター	千種区高見1-20-2 MNビル3F	052-753-3567	【月～土曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
東区障害者基幹相談支援センター	東区矢田5-1-17 FLAT HACHIROKU 3階	052-325-6193	【月～金曜日】 9時～18時 ※祝日、年末年始を除く
北区障害者基幹相談支援センター	北区田幡1-11-31	052-910-3133	【月～金曜日】 9時～18時 ※年末年始を除く
西区障害者基幹相談支援センター	西区中小田井5-38	052-504-2102	【月～金曜日、第4土曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
西区障害者基幹相談支援センター（サテライト）	西区浄心1-1-6 シティ・ファミリー 浄心101号	052-528-3166	【月～金曜日、第4土曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
中村区障害者基幹相談支援センター	中村区豊国通3-10	052-462-1500	【月～金曜日、第1、第3土曜日】 9時～17時 【第1、第3水曜日】 9時～16時 ※祝日、年末年始を除く
中区障害者基幹相談支援センター	中区富士見町4-31 エクラン上前津1F	052-253-5855	【月～金曜日、第2・4土曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
昭和区障害者基幹相談支援センター	昭和区 御器所通2-25-2	052-741-8800	【月～土曜日】 9時～18時 ※祝日、年末年始を除く

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
昭和区障害者基幹相談支援センター（サテライト）	昭和区松風町2-28 ノーブル千賀1階	052-841-6677	【月～土曜日】 9時～18時 ※祝日、年末年始を除く
瑞穂区障害者基幹相談支援センター	瑞穂区北原町3-2 ジュネス瑞穂1F	052-680-7111	【月～金曜日、第2土曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
熱田区障害者基幹相談支援センター	熱田区新尾頭1-6-10 第15フクマルビル1階	052-228-3630	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
中川区障害者基幹相談支援センター	中川区上高畑1-2	052-354-4521	【月～金曜日、第4土曜日】 9時～19時 ※祝日、年末年始を除く
港区障害者基幹相談支援センター	港区港栄1-1-22 港栄店舗104号	052-653-2801	【月～金曜日、第2、第4土曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
南区障害者基幹相談支援センター	南区西桜町31	052-883-9257	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
守山区障害者基幹相談支援センター	守山区桜坂4-111	052-737-0221	【月～土曜日】 9時～17時30分 ※祝日、年末年始を除く
守山区障害者基幹相談支援センター（サテライト）	守山区鳥羽見3-17-4	052-791-2170	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
緑区障害者基幹相談支援センター	緑区鹿山3-17	052-892-6333	【月～金曜日、月1回土曜日】 9時～17時30分 ※祝日・年末年始・お盆休みを除く
名東区障害者基幹相談支援センター	名東区社台3-109 第九ヤマケンビル2階	052-739-7524	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
天白区障害者基幹相談支援センター	天白区原2-3511 ルミエール原1階	052-804-8587	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
天白区障害者基幹相談支援センター（サテライト）	天白区原1-301 原ターミナルビル309号	052-715-9116	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く

障害者の権利擁護・財産管理等の相談や、金銭管理・財産保全サービスはP38記載の「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター」をご覧ください。

【愛護手帳・身体障害者手帳】

●愛護手帳

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に対し、愛護手帳を交付しています。

●身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に対し、身体障害者手帳を交付しています。

担当課 区役所…福祉課障害福祉担当

支所 …区民福祉課障害福祉担当

受付時間 【月～金曜日】 8時45分～17時15分

※祝日、年末年始を除く

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
千種区役所	052-753-1844	中川区役所	052-363-4403
東区役所	052-934-1182	中川区富田支所	052-301-8378
北区役所	052-917-6516	港区役所	052-654-9718
北区楠支所	052-901-2274	港区南陽支所	052-301-8348
西区役所	052-523-4585	南区役所	052-823-9392
西区山田支所	052-501-4977	守山区役所	052-796-4584
中村区役所	052-433-2932	守山区志段味支所	052-736-2193
中区役所	052-265-2322	緑区役所	052-625-3956
昭和区役所	052-735-3893	緑区徳重支所	052-875-2207
瑞穂区役所	052-852-9384	名東区役所	052-778-3092
熱田区役所	052-683-9917	天白区役所	052-807-3882

区役所・支所の住所はP50をご覧ください。

精神疾患、依存症(可能性も含む)に関する相談窓口

【名古屋市精神保健福祉センターこころば】

心の健康の保持増進のため、市民や支援関係者への精神保健福祉に関する相談事業や普及啓発事業などを実施しています。

<支援の主な内容>

●精神保健福祉相談（予約制）

・思春期・依存症・自死遺族等に関する面接相談

●依存症窓口事業

- ・依存症相談（来所相談、電話相談）
- ・ご本人に向けたギャンブル障害回復トレーニングプログラムの実施
- ・ご家族に向けた教室などの実施

●各種普及啓発事業等

- ・地域関係者向け研修
- ・市民向け講演会などの開催

住所	電話番号	受付時間
中村区名楽町4-7-18	代表番号 052-483-2095 依存症相談窓口 052-483-3022	【月～金曜日】 8時45分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く

【精神障害者保健福祉手帳】

一定の精神障害の状態にある方に対し、精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

担当課 区役所…福祉課障害福祉担当

支所 …区民福祉課障害福祉担当

受付時間 【月～金曜日】 8時45分～17時15分

※祝日、年末年始を除く

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
千種区役所	052-753-1844	中川区役所	052-363-4403
東区役所	052-934-1182	中川区富田支所	052-301-8378
北区役所	052-917-6528	港区役所	052-654-9718
北区楠支所	052-901-2274	港区南陽支所	052-301-8348

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
西区役所	052-523-4585	南区役所	052-823-9392
西区山田支所	052-501-5029	守山区役所	052-796-4584
中村区役所	052-433-2935	守山区志段味支所	052-736-2193
中区役所	052-265-2328	緑区役所	052-625-3881
昭和区役所	052-735-3893	緑区徳重支所	052-878-2508
瑞穂区役所	052-852-9384	名東区役所	052-778-3092
熱田区役所	052-683-9917	天白区役所	052-807-3911

区役所・支所の住所はP50をご覧ください。

【精神保健福祉相談】

精神科嘱託医や精神保健福祉相談員等による、心の健康、精神科への受診、治療の継続及び社会復帰などに関する相談を行っています。(予約制)

受付時間 【月～金曜日】 8時45分～ 17時15分

※祝日、年末年始を除く

相談窓口	住所	電話番号
千種保健センター	千種区星が丘山手103	052-753-1981
東保健センター	東区筒井1-7-74	052-934-1218
北保健センター	北区清水4-17-1	052-917-6572
西保健センター	西区花の木2-18-1	052-523-4618
中村保健センター	中村区松原町1-23-1	052-433-3092
中保健センター	中区栄4-1-8 中区役所内	052-265-2264
昭和保健センター	昭和区阿由知通3-19	052-735-3964
瑞穂保健センター	瑞穂区田辺通3-45-2	052-837-3267
熱田保健センター	熱田区神宮3-1-15	052-683-9683
中川保健センター	中川区高畑1-223	052-363-4461

相談窓口	住所	電話番号
港保健センター	港区港栄2-2-1	052-651-6509
南保健センター	南区東又兵衛町5-1-1	052-614-2814
守山保健センター	守山区小幡1-3-1	052-796-4633
緑保健センター	緑区相原郷1-715	052-891-3621
名東保健センター	名東区上社2-50	052-778-3112
天白保健センター	天白区島田2-201	052-807-3914

【特定非営利活動法人 名古屋ダルク】

薬物依存症、アルコール依存症など、さまざまな依存症の回復支援を行っています。

住所	電話番号	受付時間
北区大曾根1-16-6	052-915-7284	【月～金曜日】 9時～ 17時30分 【土・祝日】 12時～ 17時

学び直し（中卒・高卒認定試験、定時制学校等）に関する相談窓口

【中学卒業程度認定試験】

病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等に対して、中学卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

【高等学校卒業程度認定試験】

様々な理由で高等学校を卒業できなかった方に、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験です。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられるほか、就職、資格試験等に活用することができます。

【定時制学校】

名古屋市には定時制課程は2校あります。

工業高校	夜間定時制（併置）
中央高校	普通科（昼間定時制） 普通科・商業科（夜間定時制）

子ども・若者の悩み、児童生徒の悩み（いじめ・不登校等）に関する相談窓口

【名古屋市子ども・若者総合相談センター】

ノート・引きこもりなどさまざまな悩みを有する子ども・若者とその保護者の相談を受け付けています。

住所	電話番号	受付時間
東区泉1-1-4 名古屋市教育館8階	052-961-2544	【月～土曜日】10時～17時 ※祝日・年末年始を除く

【なごや子ども応援委員会】

スクールカウンセラー等の職員が、市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の子どもやその保護者を対象に相談に応じています。

問合せ	相談したいときは、通っている学校（園）に連絡してください。
受付時間	【月～金曜日】10時～16時 ※祝日・年末年始・学校閉庁日を除く

【愛知法務少年支援センター】

非行・犯罪や問題行動等に関する専門機関として、問題行動等の防止に向けて心理相談や教育支援活動をしています。対象者の方の年齢制限はありません。

住所	電話番号	受付時間
千種区北千種 1-6-6	052-721-8439	【月～金曜日】午前9時～午後0時15分、 午後1時～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く ※相談には予約を入れていただいています。 ※相談前の受付においては電話のほか、メールでも受け付けています。

【子ども教育相談 ハートフレンドなごや】

名古屋市にお住まいの幼児から高校生年齢までの子ども本人や保護者等から子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について相談に応じています。

住所	電話番号	種別	受付時間
熱田区神宮 3-6-14 名古屋市 教育 センター内	【総合相談ダイヤル】 052-683-8222	電話相談	【月～金曜日】9時30分～19時00分 【土曜日】9時30分～12時00分 ※祝日・年末年始を除く
		来所相談 （予約制）	【月～金曜日】9時30分～17時00分 ※祝日・年末年始を除く
	【来所相談予約】 専用ダイヤル 052-683-6415	訪問相談 （学校を通して 申込み）	【月～金曜日】9時00分～16時00分 ※祝日・年末年始を除く
		メール相談 （随時受付）	子ども教育相談ハートフレンドなごやのウェブページから

虐待（高齢者、障害者、児童）、配偶者暴力に関する相談窓口

●高齢者虐待

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市高齢者 虐待相談センター	北区清水4-17-1 名古屋市総合社会 福祉会館5階	052-856-9001	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

その他、各区役所福祉課高齢福祉担当・支所区民福祉課高齢福祉・介護保険担当（P37記載）、いきいき支援センター（P35～36記載）でも相談を受け付けております。

●障害者虐待

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市障害者 虐待相談センター	北区清水4-17-1 名古屋市総合社会 福祉会館5階	052-856-3003	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く

その他、各区役所福祉課障害福祉担当・支所区民福祉課障害福祉担当・各保健センター（P41～44記載）、障害者基幹相談支援センター（P39～40記載）でも相談を受け付けております。

●児童虐待

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市中央 児童相談所	昭和区折戸町4-16	052-757-6111	【月～金曜日】 8時45分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
名古屋市西部 児童相談所	中川区小町1-1-20	052-365-3231	【月～金曜日】 8時45分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市東部 児童相談所	緑区鳴海町字小森48-5	052-899-4630	【月～金曜日】 8時45分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く

●配偶者暴力

相談窓口	電話番号	受付時間
名古屋市配偶者暴力 相談支援センター	052-351-5388	【月～金曜日】10時～17時 ※祝日、年末年始を除く
名古屋市DV被害者 ホットライン	052-232-2201	【土、日曜日、祝日】10時～18時 ※年末年始を除く
名古屋市DV被害者 SNS相談		【水曜日】17時～22時 【土曜日】12時～17時 ※年末年始を除く


女性・男性・性的少数者の悩みに関する相談窓口

【イーブルなごや相談室】

専門の相談員がご相談に応じます。まずは電話でご相談ください。

住所	電話番号	受付時間
中区大井町7-25	052-321-2760	【月、火、金～日曜日】10時～16時 【水曜日】10時～13時、18時～20時 ※祝日、年末年始を除く

LINE相談ID	受付時間
@154huepp	【月曜日】13時～16時 【水曜日】17時～20時



【女性の悩み事相談】

担当課 区役所…民生子ども課子ども家庭支援担当
(北区、中川区、港区、名東区、天白区を除く)
民生子ども課地域子育て支援担当
(北区、中川区、港区、名東区、天白区)

受付時間 支所…区民福祉課保護・子ども担当
相談日・相談時間等は各区・支所担当部署へお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
千種区役所	052-753-1831	北区役所	052-917-6514
東区役所	052-934-1197	北区楠支所	052-901-2264

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
西区役所	052-523-4567	港区役所	052-654-9711
西区山田支所	052-501-4971	港区南陽支所	052-301-8342
中村区役所	052-433-2986	南区役所	052-823-9372
中区役所	052-265-2332	守山区役所	052-796-4602
昭和区役所	052-735-3891	守山区志段味支所	052-736-2187
瑞穂区役所	052-852-9382	緑区役所	052-625-3961
熱田区役所	052-683-9903	緑区徳重支所	052-875-2213
中川区役所	052-363-4413	名東区役所	052-778-3044
中川区富田支所	052-301-8361	天白区役所	052-807-3891

区役所・支所の住所はP50をご覧ください。

【名古屋市男性相談】

男性相談員による男性の家族、仕事や生き方、暴力等の悩み相談。電話で相談員と問題を整理の上、必要に応じて面接相談ご利用いただけます。


電話番号	種別	受付時間
052-321-1628	電話相談	【水曜日】18時～20時 【第4日曜日】10時～12時 ※祝日、年末年始を除く
	面接相談	【第4木曜日】18時～20時 ※祝日、年末年始を除く ※面接相談のみの受け付けは行っておりません。まずは電話相談でお悩みをご相談ください。

【名古屋市にじいろ相談】

性的少数者に関する相談。

電話番号	受付時間
052-321-5061	【第2金曜日】19時～21時

LINE相談ID	受付時間
@667molvl	トーク画面を参照




債務整理、相続、離婚協議に関する相談窓口

●債務整理等

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
名古屋市消費生活センター	中区栄 1-23-13 伏見ライフプラザ 11階	052-222-9671	【月～土曜日】 9時～16時15分 ※祝日、年末年始を除く ※土曜日は電話相談のみ
東海財務局多重債務相談窓口	中区三の丸 3-3-1	052-951-1764	【月～金曜日】 9時～12時、13時～17時 ※祝日、年末年始を除く
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会(名古屋相談室)		0570-031640	電話相談(東京センター) 【月～金曜日】 10時～12時40分 14時～16時40分 ※祝日、年末年始を除く ※電話相談の内容により 面接相談(無料)を実施(名古屋相談室)
愛知県弁護士会名古屋法律相談センター	中村区名駅 3-22-8 大東海ビル 4階	052-565-6110	【電話予約受付】 9時10分～16時30分 ※土日祝日を含む
日本司法支援センター愛知地方事務所(法テラス愛知)	中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 15階	0570-078341	【月～金曜日】 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く ※相談は要予約

●法律相談

相続、親族、不動産貸借など民事上の法律問題について、弁護士が、事案の解決方法等についての簡潔な説明を行う無料法律相談を実施しています。(予約制、面接のみ、市内在住・在勤・在学の方が対象)

実施場所	住所	予約方法	相談時間
市民相談室	中区三の丸 3-1-1 名古屋市役所 西庁舎 1階	相談を希望する日の1週間 前の8時からウェブまたは 電話で受付 ●ウェブ予約	【月～金曜日】 13時～16時 ※祝日、 年末年始を除く
各区役所			月2回の指定日 13時～16時
愛知県弁護士会名古屋法律相談センター	中村区名駅 3-22-8 大東海ビル 4階	●名古屋おしえてダイヤル 052-953-7584 8時～21時※年中無休	【日曜日】 13時30分 ～16時30分 ※年末年始を除く

●その他法律相談

相談窓口	住所	電話番号	受付時間
愛知県県民相談・情報センター	中区三の丸 2-3-2 愛知県自治センター 1階	052-962-5100	【月～金曜日】 9時～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
愛知県司法書士会総合相談センター名古屋会場	熱田区新尾頭 1-12-3 愛知県司法書士会館内	052-683-6686	【月～金曜日】 13時～16時 (第3木曜日は10時～) 【土曜日】 10時～13時 ※祝日、夏季休暇、年末年始を除く

●名古屋市 区役所・支所 住所一覧

区役所・支所	住所
千種区役所	千種区星が丘山手103
東区役所	東区筒井 1-7-74
北区役所	北区清水 4-17-1
北区楠支所	北区楠 2-974
西区役所	西区花の木 2-18-1
西区山田支所	西区八筋町358-2
中村区役所	中村区松原町 1-23-1
中区役所	中区栄 4-1-8
昭和区役所	昭和区阿由知通 3-19
瑞穂区役所	瑞穂区瑞穂通 3-32
熱田区役所	熱田区神宮 3-1-15
中川区役所	中川区高畑 1-223
中川区富田支所	中川区春田 3-215
港区役所	港区港明 1-12-20
港区南陽支所	港区春田野 3-1801
南区役所	南区前浜通 3-10
守山区役所	守山区小幡 1-3-1
守山区志段味支所	守山区下志段味 1-1401
緑区役所	緑区青山 2-15
緑区徳重支所	緑区元徳重 1-401
名東区役所	名東区上社 2-50
天白区役所	天白区島田 2-201

